

しょうがいしゃじりつしえんほう かくじつ はいし もと かいちょうせいめい  
障害者自立支援法の確実な廃止を求める会長声明

ねん がつ にち だい かいこっかい ていしゅつよてい しょうがいしゃじりつしえんほうとう いちぶ  
2012年2月8日、第180回国会に提出予定の「障害者自立支援法等の一部  
かいせい ほうりつあん かしょう こうせいろうどうしょう ないかくふしょう しゃせいどかいかくすいしん  
を改正する法律案（仮称）」につき、厚生労働省より内閣府障がい者制度改革推進  
かいぎそうごうふくしぶかい こうせいろうどうしょうあん しめ  
会議総合福祉部会に「厚生労働省案」が示された。

とうれんごうかい ねん がつ にち かいさい だい かいじんけんようごたいかい  
当連合会は、2011年10月7日に開催した第54回人権擁護大会において、  
しょうがいしゃじりつしえんほう かくじつ はいし しょう とうじしゃ いけん さいだいげんそんちよう  
「障害者自立支援法を確実に廃止し、障がいのある当事者の意見を最大限尊重  
けんり ほしょう そうごうてき ふくしほう せいてい もと けつぎ まんじょういつち さいたく  
し、その権利を保障する総合的な福祉法の制定を求める決議」を満場一致で採択し、  
しょうがいしゃじりつしえんほう はいし あたら ほうりつ せいてい くに つよ もと  
障害者自立支援法の廃止と新しい法律の制定を国に強く求めてきた。

くに ねん がつ にち しょうがいしゃじりつしえんほういけんそしょうげんこくだん べんごだん あいだ  
国は、2010年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との間で、  
しょうがいしゃじりつしえんほう ねん がつ はいし あら そうごうてき ふくしほうせい じっし  
障害者自立支援法を2013年8月までに廃止し新たな総合的な福祉法制を実施  
かくやく きほんごういぶんしょ か ぜんこく しょ ちほうさいばんしょ  
することを確約する「基本合意文書」を交わし、全国14か所の地方裁判所におい  
どうごうい かくにん ないよう そしょうじよう わかい せいりつ  
て、同合意を確認する内容の訴訟上の和解を成立させた。

くに ないかくそうりだいじん ほんぶちよう しょう しゃせいどかいかくすいしんほんぶ もと しょう  
そして国は、内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部の下、障が  
とうじしゃ さんか しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎおよ そうごうふくしぶかい せっち  
いのある当事者も参加した障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会を設置し、  
あら ほうせいど ぎろん へ どうぶかい ねん がつ にちづ しょうがいしゃ  
新たな法制度のための議論を経て、同部会は2011年8月30日付けで「障害者  
そうごうふくしほう こっかく かん そうごうふくしぶかい ていげん しんぼう せいてい めぎ い か  
総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－」（以下  
こっかくていげん こうひよう こっかくていげん じょうき きほんごういぶんしょ  
「骨格提言」という。）を公表した。この骨格提言には、上記「基本合意文書」が  
ししん ひと めいき  
指針の一つとなったことが明記されている。

ところが、今回示された厚生労働省案は、障害者自立支援法の名 称を見直すこ  
けんとう はいし めいかく ほ ご きやくたい けんり  
とを検討するものの、その廃止を明確にしておらず、かつ、保護の客 体から権利の  
しゅたい てんかん はか ちいき じりつ せいかつ いたな けんり ほしょう じゅうよう  
主体への転換を図り地域での自立した生活を 営む権利を保障するという重要な  
きてい もう こっかくていげん しゅうよう かいかくてん ほうせいどじょう てあて よてい  
規定を設けないなど、骨格提言の主要な改革点についても法制度上の手 当を予定し  
たいおう こっかくていげん もと あら ほうせいど きてい ほうあん じゅんび  
ない対応としており、骨格提言に基づく新たな法制度を規定する法案が準備されて  
じゅうだい ぎぎ しょう ほうあん こうせい  
いるのか、重大な疑義を生じさせるものとなっている。また、もし、法案が厚生  
ろうどうしょうあん ないよう くに きほんごういぶんしょおよ そしょうじよう わかい  
労働省案のような内容であれば、国が基本合意文書及び訴訟上の和解において  
かくやく ないよう あいい まこと いかん え  
確約した内容とは相容れないものであり、誠に遺憾といわざるを得ない。

とうれんごうかい くに じょうき きほんごういぶんしょ もと しょうがいしゃじりつしえんほう かくじつ  
当連合会は、国が、上記「基本合意文書」に基づき、障害者自立支援法を確実に  
はいし こっかくていげん ぞんちょう そうごうてき ふくしほうあん じょうてい つよ もと  
廃止し、骨格提言を尊重した総合的な福祉法案を上程するよう、強く求めるもの  
である。

2012年（平成24年）2月15日

にほんべんごしれんごうかい  
日本弁護士連合会

かいちょう うつのみや けん じ  
会長 宇都宮 健 児